

施設基準に係る掲示

医科点数表第2章第10部手術の通則の5(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)及び6に掲げる手術件数(期間:令和7年1月から令和7年12月分)

区分1に分類される手術		件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	332
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼却術	0

区分4に分類される手術		件数
	腹腔鏡下内精巣静脈結紮術	0

区分2に分類される手術		件数
ア	靭帯断裂形成術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

その他に分類される手術		件数
ア	人工関節置換術	0
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植手術 (人工心肺を使用しないものを含む。) 及び体外循環をする手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術 経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	0

区分3に分類される手術		件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0